

議案第36号

沼田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月18日提出

沼田市議会議長 中 村 浩 二 様

提出者 議会運営委員会 委員長 野 村 洋 一

賛成者 同 副委員長 高 柳 勝 巳

同 委 員 山 宮 敏 夫

同 同 木 内 修 一

同 同 小野塚 正 樹

同 同 大 東 宣 之

同 同 茂 木 清 七

同 同 桑 原 敏 彦

沼田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

沼田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１８条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「第４章」を「前章」に改める。

第４９条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第１２条第５項の改正規定（「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める部分に限る。）は令和７年４月１日から、第５４条から第５６条までの改正規定は令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。